

秋田市多世帯同居・近居推進事業補助金交付要綱

〔平成27年3月20日〕
市長 決 裁

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 多世帯同居推進事業（第3条—第19条）
- 第3章 多世帯近居推進事業（第20条—第28条）
- 第4章 雑則（第29条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、多世帯同居又は近居を希望する者の移住の促進を図り、子育て環境の向上や高齢者が安心して暮らせる環境をつくるため、秋田市多世帯同居・近居推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 世帯 住居と生計を1にしている自然人の集合をいう。
- (2) 同居 市内の同一の住所および建物に居住しているものをいう。
- (3) 多世帯同居 次のアからウのいずれかに該当する者をいう。

ア 住宅の所有者又はその配偶者と現に同居している単身者が婚姻により異なる世帯として同居するもの

イ 住宅の所有者又はその配偶者の直系尊属又は直系卑属が住宅所有者と新たに同居するもの（アに掲げる場合および新たに同居する直系卑属が単身世帯である場合を除く。）

ウ アおよびイに掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの

- (4) 近居 親、子（親の1親等の直系卑属又はその配偶者をいう。以下

同じ。)又は孫(親の2親等の直系卑属又はその配偶者をいう。以下同じ。)のいずれかが市内に所有し、現に居住している住宅を中心とした原則として半径1キロメートル以内の区域(当該区域が市外である場合を除く。)に他の親、子又は孫が居住することをいう。

第2章 多世帯同居推進事業

(同居補助対象者)

第3条 秋田市多世帯同居推進事業(以下「同居補助事業」という。)の対象となる者(以下「同居補助対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 新たに多世帯同居を開始するため、増築もしくは改築(建替えを含む。)又はリフォーム(以下「リフォーム等」という。)を行う者
- (2) 多世帯同居の世帯数が1以上増加するため、リフォーム等を行う者
- 2 同居補助対象者には、東日本大震災等に起因して、避難し、現に市内に居住している者を含むものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者となることができない。

- (1) 世帯の構成員に市税を滞納している者がいる場合
- (2) 世帯の構成員に暴力団員(秋田市暴力団排除条例(平成24年秋田市条例第10号)第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)および暴力団員と密接な関係を有する者がいる場合
- (3) 世帯の構成員に過去に補助金の交付を受けた者がいる場合

(同居補助対象住宅)

第4条 同居補助事業の対象となる住宅(以下「同居補助対象住宅」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に存すること。
- (2) 世帯の構成員のいずれかの所有に係るもので、その者の名義の所有権の保存の登記又は所有権の移転の登記の手続をしていること。
- (3) 建築基準法(昭和25年法律第201号)その他の法令に基づき適法に建築された住宅であること。

(同居補助対象工事)

第5条 同居補助事業の対象となる工事(以下「同居補助対象工事」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 多世帯同居に必要となる住宅本体工事であって、次のいずれかに該当するものであること。

ア 世帯の構成員となる者又は世帯の構成員となる予定の者が居住するためのリフォーム等

イ 屋根、雨樋、柱、外壁等の修繕、塗装等の外装工事

ウ 床、内壁、天井等の内装替え、畳の取替え等の内装工事

エ 雨戸、戸、サッシ、ふすま等の取替え等の建具工事

オ 電気、ガス等の設備工事

カ トイレ、風呂、キッチンの改修等の給排水工事

キ アからカまでに掲げるもののほか、市長が同居に当たり必要と認めるもの

(2) 市内に本店、支店又は営業所等を有する建設業者等が施工する工事であること。

(3) 同居補助対象者が補助金のうち、同居補助事業に係るもの(以下「同居補助金」という。)の交付の申請を行う年度内に完了する工事であって、指定した期日までに第13条の完了実績報告書を提出できる工事であること。

(4) 建築基準法その他の法令に基づき適正に行われた工事であること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる工事については、同居補助対象工事に該当しないものとする。

(1) 敷地造成、門、塀その他の外構工事

(2) 物置、車庫等の附属設備の修繕、設置工事等

(3) 国からの補助を受けて行った工事(当該補助の対象となった部分に限る。)

(4) 公共工事の施行に伴い移転の対象となった住宅で、当該移転補償費の対象となる工事

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助の対象として適当でないこと

認める工事

(同居補助金の範囲)

第6条 市長は、予算の範囲内において同居補助金を交付することができる。

(同居補助金の額)

第7条 同居補助金の額は、同居補助対象工事に要する費用および諸経費を合計した額(消費税および地方消費税相当額を含む。)に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。)とし、50万円(市外からの転入(市外における居住が1年以上にわたるものに限るものとし、第3条第2項の規定による同居補助対象者を含む。))を伴う多世帯同居又は子育て世帯(同居補助金の交付申請の日において、同一世帯内で18才以下の子ども(出産予定であることが母子手帳等で確認でき、出産後に同居する予定の子どもを含む。)と同居している世帯をいう。)による多世帯同居にあっては、100万円)を上限とする。

(同居補助金の交付申請)

第8条 同居補助金の交付を受けようとする同居補助対象者(以下「同居補助申請者」という。)は、多世帯同居・近居推進事業補助金交付申請書(様式第1号)および誓約書兼同意書(様式第2号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 同居する者の続柄関係が分かる戸籍謄本
- (2) 同居前の住民票又は戸籍の附票(第3条第2項の規定による同居補助対象者が申請者である場合を除く。)
- (3) 世帯の構成員の本市市税に滞納がないことを証する納税証明書
- (4) 東日本大震災に起因して避難している者であることが分かる書類および市内に居住していることが分かる書類(第3条第2項の規定による同居補助対象者が申請者の場合に限る。)
- (5) 建物の登記事項証明書
- (6) 工事請負契約書又は請書の写し
- (7) 工事内訳明細書又は見積書の写し

(8) 工事着手前の写真

(9) 建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項の規定による確認が必要な場合は、確認済証の写し

(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(同居補助金の交付決定等)

第9条 市長は、前条の規定により同居補助金の交付申請があったときは、当該申請の内容を審査し、同居補助金の交付又は不交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の規定により同居補助金の交付の決定をしたときは、多世帯同居・近居推進事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により当該同居補助申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により同居補助金の不交付の決定をしたときは、多世帯同居・近居推進事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）により当該同居補助申請者に通知するものとする。

(同居補助金の交付の条件)

第10条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付を決定するときは、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助金の適正な執行を期するため、市長が補助金の交付申請その他の必要な事項についての確認又は検査を求めたときは、これに協力すること。

(2) この要綱および関係法令を遵守すること。

(3) 同居補助金の交付の決定後3年以内に当該同居補助金に係る同居補助対象住宅に居住しなくなったときは、市長が承認する場合を除き、補助金を返還すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(同居補助申請内容の変更)

第11条 第9条第2項の通知を受けた申請者（以下「同居補助決定者」という。）は、第8条の規定に基づく申請の内容を変更しようとするときは、多世帯同居・近居推進事業補助金交付変更申請書（様式第5号）にその内容を確認できる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 第9条および第10条の規定は、前項の場合について準用する。

(同居補助対象工事の中止又は廃止)

第12条 同居補助決定者は、同居補助対象工事を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに多世帯同居・近居推進事業補助金中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該同居補助金の交付の決定を取り消すものとする。

(同居補助対象工事完了実績報告)

第13条 同居補助決定者は、同居補助対象工事が完了したときは、多世帯同居・近居推進事業完了実績報告書（様式第7号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象工事に要した経費の領収書の写し
- (2) 世帯全員の転居後の住民票（第3条第2項の規定による同居補助対象者が交付決定者である場合は、補助対象住宅に居住したことが分かる書類）
- (3) 補助対象工事を行った住宅の工事部分の施工中および施工後の写真
- (4) 確認済証の交付を受けた場合は、建築基準法第7条又は同法第7条の2の規定に基づき交付された検査済証の写し
- (5) 建物の登記事項証明書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(同居補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条の規定による報告があったときは、書類の審査および必要に応じて行う現地調査により、同居補助対象工事の成果が同居補助金の交付の決定内容およびこれに付した条件に適合するものであるかどうかについて確認を行い、適合すると認めるときは、交付すべき同居補助金の額を確定し、多世帯同居・近居推進事業補助金額確定通知書（様式第8号）により当該同居補助決定者に通知するものとする。

(同居補助金の請求)

第15条 前条の規定による通知を受けた同居補助決定者は、多世帯同居・近居推進事業補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出し、補助金

を請求するものとする。

(同居補助金の交付)

第16条 市長は、前条の規定による請求があったときは、補助金を交付するものとする。

(是正のための措置)

第17条 市長は、第13条の規定による報告を受けた場合において、書類の審査および必要に応じて行う現地調査により、同居補助対象住宅および同居補助対象工事が要件に適合しないと認めるとは、これを適合させるための措置を同居補助決定者に対して求めることができる。

2 市長は、同居補助事業に関し必要があると認めるときは、同居補助決定者に対し、必要な報告を求めることができる。

(同居補助金の交付決定の取消し)

第18条 市長は、同居補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、同居補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(1) 偽り又は不正な手段により同居補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 第10条の規定に基づき付した条件に従わなかったとき。

(3) 前条の規定に基づく求めに従わなかったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

2 前項の規定に基づき同居補助金の交付の決定を取り消したときは、多世帯同居・近居推進事業補助金交付決定取消通知書(様式第10号)により当該交付決定者に通知するものとする。

(同居補助金の返還)

第19条 市長は、前条の規定により同居補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に同居補助金が交付されているときは、当該同居補助決定者に対し、同居補助金の一部又は全部の返還を求めるものとする。

2 前項の規定に基づき同居補助金の一部又は全部の返還を求めるときは、多世帯同居・近居推進事業補助金返還命令書(様式第11号)により当該交付決定者に通知するものとする。

第3章 多世帯近居推進事業

(近居補助対象者)

第20条 秋田市多世帯近居推進事業（以下「近居補助事業」という。）の対象となる者（以下「近居補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 市外から転入（市外における居住が1年以上にわたるものに限る。次号において同じ。）し、住宅を新築し、又は購入して近居する者（新たに近居する者が直系卑属であって、単身世帯である場合を除く。次号において同じ。）

(2) 市外から転入し、住宅を賃借して近居する者

2 近居補助対象者には、東日本大震災等に起因して、避難し、現に市内に居住している者も含むものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、近居補助対象者となることができない。

(1) 世帯の構成員に市税を滞納している者がいる場合

(2) 世帯の構成員に暴力団員又は暴力団および暴力団員と密接な関係を有する者がいる場合

(3) 世帯の構成員に過去に補助金の交付を受けた者がいる場合
(近居補助対象住宅)

第21条 近居補助事業の対象となる住宅（以下「近居補助対象住宅」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 近居補助対象者が補助金のうち、近居補助事業に係るもの（以下「近居補助金」という。）の交付の申請を行う年度内に新築し、又は近居補助金の交付の申請を行う日から起算して1年前の日までの間に購入して、交付の申請を行う日の属する年度内に近居補助対象者自らが所有し居住する住宅であること。

(2) 近居補助対象者が近居補助金の交付の申請を行う日から起算して1年前の日までの間に賃貸借契約を締結して、交付の申請を行う日の属する年度内に近居補助対象者自らが居住する住宅であること。

(近居補助対象新築工事)

第22条 近居補助事業の対象となる新築工事（以下「補助対象工事」とい

う。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 近居に必要な住宅本体工事であること。

(2) 市内に本店、支店又は営業者等を有する建設業者等が施工する工事であること。

(3) 近居補助対象者が近居補助金の交付の申請を行う年度内に完了する工事であって、指定した期日までに第27条の完了実績報告書を提出できる工事であること。

(4) 建築基準法その他の法令に基づき適正に行われた工事であること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる工事については、近居補助対象工事に該当しないものとする。

(1) 敷地造成、門、塀その他の外構工事

(2) 物置、車庫等の附属設備の設置工事等

(3) 国から補助を受けて行った工事（当該補助の対象となった部分に限る。）

(4) 公共工事の施行に伴い移転の対象となった住宅で、当該移転補償費の対象となる工事

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助の対象として適当でないとする工事

(近居補助対象住宅購入費)

第23条 近居補助事業の対象となる住宅の購入費は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 自ら居住するための住宅本体の購入費であること。

(2) 市内に本店、支店又は営業者等を有する不動産業者等が仲介する売買契約であること。

(3) 近居補助対象者が近居補助金の交付の申請を行う日から起算して1年前の日までの間に購入して、近居補助対象者自ら所有し、交付の申請を行う日の属する年度内に自らが居住するものであって、指定した期日までに第27条の完了実績報告書を提出できるものであること。

(近居補助対象賃貸借契約費)

第24条 近居補助事業の対象となる住宅の賃貸借契約費は、次の各号のい

ずれにも該当するものとする。

- (1) 自ら居住するための賃貸借契約であること。
- (2) 市内に本店又は支店を有する不動産業者等が仲介する賃貸借契約であること。
- (3) 近居補助対象者が近居補助金の交付の申請を行う日から起算して1年前の日までの間に賃貸借契約を締結して、交付の申請を行う日の属する年度内に近居補助対象者自ら居住するものであって、指定した期日までに第27条の完了実績報告書を提出できるものであること。

(近居補助金の額)

第25条 近居補助金の額は、次の各号に掲げる近居の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 住宅の新築又は購入による近居住宅の新築又は購入に係る費用（消費税および地方地方消費税相当額を含む。）に係る額又は100万円のいずれか低い額（1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。）
- (2) 貸家の賃借による近居住宅の賃貸借契約に要する費用（敷金、礼金、権利金および仲介手数料等）に係る額又は30万円のいずれか低い額（1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。）

(近居補助金の交付申請)

第26条 近居補助金の交付を受けようとする近居補助対象者（以下「近居補助申請者」という。）は、多世帯同居・近居推進事業補助金交付申請書（様式1号）および誓約書兼同意書（様式第2号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 近居する者の続柄関係が分かる戸籍謄本
- (2) 近居前の住民票又は戸籍の附票（第20条第2項の規定による近居補助対象者が申請者である場合を除く。）
- (3) 世帯の構成員の本市市税に滞納がないことを証する納税証明書
- (4) 東日本大震災に起因して避難している者であることが分かる書類および市内に居住していることが分かる書類（第20条第2項の規定によ

る近居補助対象者が申請者の場合に限る。)

(5) 建物の登記事項証明書（近居補助申請者の近居の対象となる親、子又は孫が所有し居住している住宅を含む。）

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助対象工事を伴う場合にあつては、前項各号に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 工事請負契約書又は請書の写し

(2) 工事内訳明細書又は見積書の写し

(3) 工事着手前の写真

(4) 建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項の規定による確認が必要な場合は、確認済証の写し

3 近居補助対象住宅を購入する場合にあつては、第1項各号に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 売買契約書又は同意書の写し

(2) 重要事項説明書等の対象物件を確認することができる書類

(3) 住宅の外観全景写真

4 近居補助対象住宅を賃借する場合にあつては、第1項各号に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 賃貸借契約書又は同意書の写し

(2) 重要事項説明書等の対象物件を確認することができる書類

(3) 借家の外観全景写真又は共同住宅等の住戸の近景写真

(近居補助対象工事等完了実績報告書)

第27条 近居補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象工事又は購入し、もしくは賃借する住宅への転居が完了したときは、多世帯同居・近居推進事業完了報告書（様式第7号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 世帯全員の転居後の住民票（第20条第2項の規定による近居補助対象者が交付決定者である場合は、補助対象住宅に居住したことが分かる書類）

(2) 補助対象工事、補助対象住宅の購入又は賃貸借契約に要した経費の

領収書の写し

(3) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助対象工事を伴う場合にあつては、前項各号に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 補助対象工事を行った住宅の工事部分の施工中および施工後の写真

(2) 確認済証の交付を受けた場合は、建築基準法第7条又は同法第7条の2の規定に基づき交付された検査済証の写し

(3) 建物の登記事項証明書

3 近居補助対象住宅を購入する場合にあつては、第1項各号に掲げる書類のほか、建物の登記事項証明書を添付しなければならない。

(準用)

第28条 第6条、第9条から第12条までおよび第14条から第19条までの規定は、近居補助推進事業について準用する。

第4章 雑則

(委任)

第29条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 秋田市多世帯同居・近居推進事業補助金交付要綱事務取扱基準（平成27年4月1日住宅整備課長決裁）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。